



## 業 務 委 託 内 訳 書

費 目 名	内 容	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
委 託 料						
	1 販売イベントの実施およびタイアップメニューの提供 (AKOMEYA TOKYO in la kagu)	1.0	式			明細表第1号
	2 現地商談会の実施(AKOMEYA TOKYO in la kagu)	1.0	式			明細表第2号
	3 販売イベントの実施(阪急うめだ本店)	1.0	式			明細表第3号
	4 事務費	1.0	式			明細表第4号
	計					
		消 費 税	10.0	%		
		委 託 料 計				
合計						









## 地域特産品プロモーション事業業務委託仕様書

### 1 事業の目的

本業務は、都市部におけるトレンド発信地や集客力のある拠点を活用し、販売（ポップアップイベント）、飲食体験（タイアップメニュー）および商談（B to B）を連動させることで、本市特産品等が持つ独自の価値を多角的に発信し、市場における認知度向上と、事業者の販路拡大支援を目的とする。

### 2 名称

地域特産品プロモーション事業業務委託

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日（金）まで

### 4 実施会場の概要

以下の条件の元、本市と協議の上、詳細を決定すること。

	①	②
開催会場	AKOMEYA TOKYO in la kagū	阪急うめだ本店
	会場の利用枠は本市が事前に仮押さえを行っているが、本予約の締結および会場使用料の支払いは受託者が行うこと。各会場使用料は本業務委託料に含めるものとし、受託者は会場管理者の規定に従い、速やかに支払い手続きを行うこと。	
所在地	東京都新宿区矢来町 67	大阪府大阪市北区角田町 8-7
催事場所	2階 S O K O	地下2階フードイベントプラザ
開催期間	令和8年11月27日（金）～29日（日）	令和8年8月19日（水）～23日（日） および 令和9年2月17日（水）～21日（日）
会場使用料 （付帯設備費等含む）	上記期間計 （前後の準備・撤去日含む） 19万円（税抜）	上記期間計 （前後の準備・撤去日含む） 80万円（税抜）
出店者数	10者程度	1会期あたり4～8者程度
	・出店者の募集については、本市が行う。 ・出店者については、各催事のコンセプトに合わせ、本市と協議の上選定することができる。	

## 5 業務の内容

### (1) 会場①における販売イベントの企画・運営

本市特産品等の認知拡大と消費者の反応把握を目的とし、販売イベントを実施すること。

#### ア 企画および運営

- ・会場管理者や出店事業者との連絡等（会場管理者との調整、出店事業者の提出書類のとりまとめ、会場管理者等への書類作成および提出等）を行うこと。
- ・当日の進行等を調整し、会場図、マニュアル等を作成のうえ、関係者に共有すること。
- ・出店期間中は、会場管理者との調整や出店事業者のフォローを行うため、現地にスタッフを常駐させること。
- ・商品の販売等に必要な什器および事務用品等（プライスカード、ポップ含む）を用意し、設置すること。
- ・本市が提供する備品や出店事業者の商品等の元払いでの受取および保管を行うこと。
- ・ハンギングバナー（1200mm×2400mm、テトロンポンジ、フルカラー、片面印刷）を4枚制作し、会場に掲示すること。デザインは本市から画像の提供を受けた上で作成すること。
- ・物販ブース等の設営・商品陳列および撤去を行うこと。なお、設営にあたっては、売上や来客数が期待できる効果的なレイアウトやディスプレイとするとともに、本市産品等の認知度向上とイメージアップが図られる装飾とすること。  
※資材は本市が所有するもの（のぼり旗、腰幕、法被等）を使用することができる。新たに制作する場合は、本市と調整すること。
- ・商品の販売は会場レジでの精算となるが、試食提供や接客など、必要に応じて出店事業者をサポートすること。
- ・販売期間終了後、売り場に残った出品物等を着払いにより出店事業者へ返送すること。

#### イ 広報宣伝等

- ・各種メディアやSNS等を活用した効果的な広報を行うこと。
- ・事前告知用のメインビジュアル等を作成すること。また、本市と協議の上、必要に応じてポスター等を必要部数制作すること。

#### ウ 来場者アンケートの実施

- ・来場者へのアンケートを実施・集計（本市産品の認知度や今後の購入意向、商品価格の妥当性やパッケージの印象など）すること。アンケートの項目については、本市から指示を受けること。

- ・アンケート回答者に対し、プレゼントキャンペーンを実施すること。なお、プレゼントの内容については、本市と協議の上決定することとし、プレゼントの費用は本業務に含まない。
- ・アンケートで得られた結果をデータ化し、出店事業者にフィードバックすること。

#### エ 売上金等の精算

- ・催事終了後、速やかに売上金額を各出店事業者を確認の上、分配すること。
- ・出店事業者の商品配送にかかった費用について、取りまとめの上、各事業者へ支払うこと。なお、送料負担については、本業務に含まないため別途秋田中央地域地場産品活用促進協議会（以下、協議会という）あてに請求すること。
- ・出店事業者への各振込にかかる手数料は受託者の負担とする。

#### オ 効果検証

- ・出店事業者に対し、出店に関するアンケートを実施し、とりまとめてその分析を行い、業務完了報告書にその内容を記載すること。

### (2) 会場①内食堂でのタイアップメニュー提供

食堂において、本市特産品等を使用した期間限定タイアップメニューの提供を行うことで、家庭での具体的な利用シーンを提案し、購買意欲の喚起とファン化を促進すること。

#### ア メニュー提案

- ・本市特産品等（例：枝豆アイス、ぼだっこ、日本酒など）を使用したメニューの提案および調理関係者等への試食品の提供を実施すること。

#### イ 食材供給管理

- ・実施に必要な商品の数量管理、発注・配送体制の構築および提供を行うこと。

#### ウ プロモーション

- ・会場①の販売イベント開催中、同食堂においてタイアップメニューの提供を行うこと。
- ・食堂内メニューブック等へ掲載し、PRを行うこと。

### (3) 会場①におけるバイヤーを招聘した現地（催事会場）商談会の実施

イベントの熱量を活かし、同会場において、B to Bの販路拡大を目的としたマッチング機会を創出する。

#### ア バイヤーのリストアップおよび招聘

- ・会場①の催事に参加する事業者が確定した後、専用Webページを作成し、首都圏等のバイヤー（本催事バイヤー含む）を広く募集すること。また、バイヤーの招聘は15社程度とすること。なお、バイヤーの旅費

は本業務に含んでおらず、先方経費での出張を想定している。

イ 商談設定

- ・参加事業者とバイヤーの事前マッチング、商談スケジュールの作成を行うこと。
- ・商談会は会場①での販売イベント初日（11/27）に実施すること。

ウ 商談環境の整備

- ・会場①内への商談スペースの確保および当日の設営、試食用調理設備を準備すること。
- ・商談会場において、タイムキーパー設置およびマッチング進行を行うこと。

エ 成約支援・フォローアップ

- ・商談成約率を高めるためにバイヤーへ試食品の取り寄せを促し、バイヤー側が商品の魅力を理解した上で商談ができるようにすること。
- ・商談記録の作成およびバイヤーへのアンケートを実施すること。また、商談後の成約状況の追跡調査や、商談継続のためのアフターフォローを行うこと。

(4) 会場②における「うめだマルシェ」への出店

阪急うめだ本店が持つ圧倒的な集客力とブランド力を活用し、関西圏における販路拡大を目的に、マルシェに出店すること。

ア 企画および運営

- ・会場管理者や出店事業者との連絡等（会場管理者との調整、出店事業者の提出書類のとりまとめ、会場管理者等への書類作成および提出等）を行うこと。
- ・2月開催時のみ、会場管理者側が斡旋する販売マネキンを2名以上配置し、レジ対応も行うこと。レジは会場側が用意するものを使用すること。
- ・販売期間終了後、売り場に残った出品物等を着払いにより出店事業者へ返送すること。

イ 広報宣伝等

- ・各種メディアやSNS等を活用した効果的な広報を行うこと。

ウ 売上金等の精算

- ・催事終了後、速やかに売上金額を各出店事業者を確認の上、分配すること。
- ・出店事業者の商品配送にかかった費用について、取りまとめの上、各事業者へ支払うこと。なお、送料負担については、本業務に含まないため別途協議会あてに請求すること。
- ・出店事業者への各振込にかかる手数料は受託者の負担とする。

## エ 効果検証

- ・ 出店事業者に対し、出店に関するアンケートを実施し、とりまとめてその分析を行い、業務完了報告書にその内容を記載すること。

## 6 業務完了報告書

本業務の全ての業務が完了したときは、令和9年3月19日（金）までに業務完了報告書を提出すること。

## 7 個人情報保護にかかる遵守事項

- (1) 受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 契約の履行に係る個人情報等の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に定めるとおりとし、受託者はこれを遵守しなければならない。
- (3) (1)および(2)の規定は、契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

## 8 その他

- (1) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。
- (2) 受託者は、市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し、協議又は指示を受けること。
- (4) 事業実施に際して、本市の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、本市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (5) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて本市と協議の上、定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務

を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

（再委託する場合の書面の提出）

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（再委託する場合の監督等）

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還）

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱状況の報告）

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

（実地調査）

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（指示）

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除）

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

（損害賠償）

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

（注）「甲」は委託者である秋田市を、「乙」は受託者をいう。